

◎租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄）

※租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第24号）による改正後

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第十九条の十の二 法第四十一条の十七の二第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百十条第四項（同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定一般用医薬品等購入費の額その他の財務省令で定める事項は、確定申告書に記載した同法第七十三条第三項に規定する医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる事項とする。

一 その年中において支払った法第四十一条の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費（次号及び第三号において「特定一般用医薬品等購入費」という。）の額

二 当該特定一般用医薬品等購入費に係る施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定により定められた同項に規定する一般用医薬品等（次号において「特定一般用医薬品等」という。）の販売を行つた者の氏名又は名称

三 当該特定一般用医薬品等購入費に係る特定一般用医薬品等の名称

四 その他参考となるべき事項

2 法第四十一条の十七の二第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百十条第四項に規定する居住者の氏名、当該居住者が取組を行つた年その他の財務省令で定める事項は、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定の適用を受ける居住者の氏名、当該居住者が施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組を行つた年及び当該居住者が行つた当該取組に係る事業を行つた保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む。）の名称又は当該取組に係る診察を行つた医療機関の名称若しくは医師の氏名とする。